

令和8年4月1日

## 「学校の部活動における部活動方針」

廿日市市立佐伯中学校

### 1 基本方針

- (1) スポーツ・文化に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養を目指す。
- (2) スポーツ・文化の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな生活を継続する資質や能力を育てる。

### 2 適切な運用のための体制

- (1) 各部活動顧問は、「年間活動計画」及び「月間の活動計画」等を作成し、提出する。
- (2) 活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

### 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 廿日市市教育委員会が策定した「廿日市市立中学校における部活動の方針」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

### 4 適切な休養日等の設定

#### (1) 休養日

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。なお、部活動単位で平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とし、週末に大会参加等で連日活動した場合は、休養日を他の休日の活動日に振り替える。

イ 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

#### (2) 活動時間（スポーツ・文化活動をしている時間をいう）

1日の活動時間は、平日では2時間程度、休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

### 5 学校単位で参加する大会等

- (1) 運動部が参加する大会等は、学校体育団体の主催若しくは共催する大会とする。それ以外の大会への参加については、スポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮する。
- (2) 文化部が参加する大会等は、文化庁が示した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部顧問の負担が過度とならないことを考慮する。